

# 平成27年度 長浜市環境年次報告書



～自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま～

はじめに

長浜市は、森林地域や豊穡な田園地域、琵琶湖や余呉湖、姉川などの水の恵みにあふれる自然環境豊かな市であり、この素晴らしい財産を守り、より良い形で次の世代へ引き継ぐことは私たちに託された責務です。

しかし、快適さと便利さを追求するライフスタイルが、温室効果ガス排出量や廃棄物の増加など、自然環境に大きな負荷を与え続けてきた結果、地球温暖化や生物多様性の損失などの環境問題が、人類全体の課題として認識されるようになりました。

これらの問題を解決し持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりが、こうした問題を認識したうえで、ライフスタイルを省資源・省エネルギー型に切り替えていくなど、豊かで多様な自然環境の保全について考えていく必要があります。

このような取り組みを進める上で、地域の特性、固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくための指針として、「長浜市環境基本条例」に基づき、「長浜市環境基本計画（ながはま環境まちづくりプラン 21）」を策定して、持続可能な節度ある発展を基本とする環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動、教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに対して、その基本的な方向等を明らかにしています。

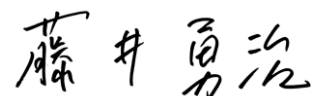
具体的な施策として、「長浜市地球温暖化対策実行計画」や「長浜市再生エネルギー利活用方策」を基に、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に努め、これまで家庭や事業所等の取り組みを支援し、大きな成果を挙げています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第 14 条に基づく報告書として、長浜市における平成 26 年度の環境施策の推進状況を取りまとめたものであります。

多くの皆様の環境の保全と創造の取組みの一助となれば幸いです。

平成 27 年 12 月

長浜市長



## 目次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 良好な自然環境の維持・回復.....      | 3  |
| 第1節 自然の生態系 .....            | 3  |
| (1) 多様な自然の保全 .....          | 3  |
| (2) 生物の生息・生育空間の保全 .....     | 3  |
| 第2節 自然とのふれあいの機会の確保 .....    | 4  |
| 第2章 ひとの健康と安全の確保.....        | 5  |
| 第1節 水と土 .....               | 5  |
| (1) 河川・琵琶湖の保全 .....         | 5  |
| (2) 土壌・地下水の保全 .....         | 6  |
| 第2節 空気と音、光 .....            | 6  |
| (1) 大気の保全 .....             | 6  |
| (2) 騒音・振動の防止 .....          | 7  |
| (3) 日照の確保、電波障害、光害対策 .....   | 7  |
| 第3節 有害化学物質、放射性物質 .....      | 7  |
| (1) 有害化学物質 .....            | 7  |
| (2) 放射性物質 .....             | 7  |
| 第4節 環境監視体制 .....            | 7  |
| (1) 水質調査 .....              | 7  |
| (2) 底質調査 .....              | 9  |
| (3) 大気環境調査 .....            | 10 |
| (4) 道路交通騒音・振動調査結果 .....     | 11 |
| (5) 環境騒音調査結果 .....          | 12 |
| (6) 公害苦情への対応 .....          | 14 |
| (7) 事業所への指導徹底 .....         | 14 |
| 第3章 もの・水・エネルギーの循環.....      | 16 |
| 第1節 ごみ .....                | 16 |
| (1) 廃棄物の発生抑制 .....          | 16 |
| (2) リサイクルの推進 .....          | 16 |
| 第2節 水循環 .....               | 18 |
| (1) 節水・未利用水の利用 .....        | 18 |
| (2) 農業排水の循環利用 .....         | 18 |
| 第3節 エネルギー .....             | 18 |
| (1) 省エネルギーの推進 .....         | 18 |
| (2) 再生可能エネルギーの利用促進 .....    | 18 |
| 第4章 地球環境保全への貢献.....         | 20 |
| 第1節 地球環境問題への理解・協力 .....     | 20 |
| 第2節 環境への負荷低減 .....          | 20 |
| (1) 地域における地球温暖化対策の推進 .....  | 20 |
| (2) 市庁舎における地球温暖化対策の推進 ..... | 20 |
| 第5章 まちの個性と魅力の創出.....        | 21 |
| 第1節 水辺とみどり .....            | 21 |
| (1) 公園・緑地の整備 .....          | 21 |
| (2) みどりへのふれあいの確保 .....      | 22 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第2節 歴史と文化.....               | 22 |
| （1）歴史・文化遺産の保存・活用.....        | 22 |
| （2）市民文化活動の推進.....            | 23 |
| 第3節 まちなみ景観.....              | 23 |
| 第4節 生活空間.....                | 24 |
| （1）交通環境のバリアフリー化の推進.....      | 24 |
| （2）公共施設などのバリアフリー化の推進.....    | 24 |
| 第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進.....  | 25 |
| 第1節 環境教育・学習.....             | 25 |
| （1）学校での環境教育の充実.....          | 25 |
| （2）家庭や地域、職場での環境学習の充実.....    | 25 |
| （3）湖北野鳥センターの取り組み.....        | 26 |
| 第2節 環境まちづくり.....             | 28 |
| （1）市民の取組の促進.....             | 28 |
| （2）事業者の取組の促進.....            | 28 |
| （3）市の取組の推進.....              | 28 |
| （4）パートナーシップの構築.....          | 30 |
| 第3節 環境情報の提供・整備.....          | 30 |
| （1）環境情報の収集.....              | 30 |
| （2）環境情報の提供.....              | 30 |
| 環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況一覧..... | 31 |

表紙の写真は、平成27年度「リサイクル工作コンテスト」応募作品1,118点の中から最優秀賞に選ばれた作品です。

左 上 古池 佑成さん（湯田小学校1年）「きかんしゃGO!GO!」  
 中央右 山内 萌愛さん（速水小学校4年）「思い出のロープウェー」  
 左 下 巨椋 亮太さん（南郷里小学校5年）「ティラノサウルスの骨格」

**担当課一覧** 本文中の略号は下記各担当課（平成27年度組織）を表しています。

| No.  | 担当課     | No.  | 担当課      | No.   | 担当課       |
|------|---------|------|----------|-------|-----------|
| （財産） | 財産活用室   | （環境） | 環境保全課    | （開指）  | 開発建築指導課   |
| （防危） | 防災危機管理課 | （し福） | しょうがい福祉課 | （上下水） | 上下水道課     |
| （契検） | 契約検査課   | （観振） | 観光振興課    | （文保）  | 文化財保護センター |
| （広報） | 市民広報課   | （農政） | 農政課      | （教指）  | 教育指導課     |
| （市協） | 市民協働推進課 | （森整） | 森林整備課    | （図）   | 図書館運営室    |
| （生涯） | 生涯学習課   | （都計） | 都市計画課    | （幼児）  | 幼児課       |
| （歴）  | 歴史文化推進室 | （道河） | 道路河川課    |       |           |
| （文ス） | 文化スポーツ課 | （建築） | 建築住宅課    |       |           |

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン 21」の「環境まちづくりの取り組み」及び「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成 26 年度における長浜市の環境の状況や取り組みの内容について報告します。

## 第 1 章 良好な自然環境の維持・回復

### 第 1 節 自然の生態系

#### (1) 多様な自然の保全

里山リニューアル事業及び里山防災林による森林整備、治山事業による森林整備、間伐など森林保全に努め、森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。また、自治会組織等による生活環境保全林の維持活動を行い、竹生島の森林被害については、琵琶湖北部カワウ等対策事業推進協議会を立ち上げて、カワウの個体数調整をはじめタブノキ林再生事業など、生物多様性の保全、再生にむけた取り組みを行いました。（森整）

山門水源の森（県有地）の保護支援や P R を図り、市内の巨樹巨木（とちのき）の保全について、所有者、保全団体、県、市の協定に基づく保全活動を図りました。（余呉北部地域 H26 新規 45 本：累計 174 本）（森整）

生活環境保全林を有する 12 自治会に対して、保全活動に対する支援を実施しました。

風格、樹形、樹齢などを判断基準に指定した保存樹の情報について、長浜市のホームページに掲載しています。（都計）

【保存樹の指定個所数 目標値：100 個所 平成 26 年度実績：80 個所】（森整）

長浜市の森林整備の状況

各年度末現在 森林整備課調べ

|     | 松林健全化<br>促進事業<br>(薬剤注入) | 造林間<br>伐事業<br>(間伐) | 造林奨励<br>事業<br>(苗木補助) | 間伐材<br>有効活用<br>(間伐材搬出)     | 森林境界<br>明確化<br>(筆界確定) | 里山リニューアル<br>(不要木除去) | 森林整備地域<br>活動支援<br>(歩道整備等) | 里山<br>防災林   | 治山事業                                                     |
|-----|-------------------------|--------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------------|-------------|----------------------------------------------------------|
| H22 | 8本<br>126千円             | 56地区<br>70ha       | 2地区                  | 7地区<br>1553m <sup>3</sup>  | 129件<br>108ha         | 11地区<br>50ha        | 26354千円                   | -           | ○擁壁工<br>(L=36.9m,H=2-2.5m)                               |
| H23 | 59本<br>113千円            | 32地区<br>53ha       | -                    | 21地区<br>2200m <sup>3</sup> | 75件<br>71ha           | 5地区<br>27ha         | 4388千円                    | -           | ○ブロック積工<br>(L=6.7m<br>H=2.2-3.6m)                        |
| H24 | 354本<br>1365千円          | 33地区<br>86ha       | 5地区<br>7395ha        | 4地区<br>1450m <sup>3</sup>  | 13件<br>88ha           | 5地区<br>26ha         | 4045千円                    | -           | ○ブロック積工<br>(L=22.6m<br>H=1.8-2.6m)                       |
| H25 | 43本<br>173千円            | 4地区<br>58ha        | 1地区<br>135ha         | 3地区<br>2250m <sup>3</sup>  | 14件<br>163ha          | 8地区<br>26ha         | 1701千円                    | 1地区<br>11ha | ○防護柵設置<br>(L=18m,H=1.5m)                                 |
| H26 | 39本<br>161千円            | 8地区<br>91ha        | -                    | 1地区<br>2030m <sup>3</sup>  | 15件<br>191ha          | 4地区<br>12ha         | 4319千円                    | 2地区<br>4ha  | ○法面保護工<br>(A=290m <sup>2</sup> )<br>○災害復旧水路整備<br>(L=88m) |

#### (2) 生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、ながはまアメニティ会議によるヨシの育成しやすい環境づくりやヨシ植え（参加者約 50 人）、びわ中学校の全校生徒及び P T A によるヨシ植え・ヨシ刈りなど、ヨシ群落保全事業が行われました。（環保）

また、市内の小学校 1 校においてビオトープづくりを行いました。（教指）

鳥獣害防止対策協議会においては、対象集落に対しての集落環境点検や獣害対策支援

補助金の助成を行いました。(森整)

## 第2節 自然とのふれあいの機会の確保

農業体験学習「たんぼのこ」(県事業)市内19校の小学6年生(618人)が参加し、地域人材の協力のもと田植えから収穫まで生産体験学習を行いました。(教指)

高山キャンプ場において小学校4年生(833人)を対象に森林環境学習「やまのこ」事業を実施し、県内29校の児童に森林環境について学ぶ機会を提供しました。

長浜市森づくりクラブでは、加盟団体の相互学習、講師による指導を受ける形で、里山モデル林である虎御前山を中心に、里山保全、整備を図るための里山森づくり講座(51人)を開催し、里山保全の活動の場と人材育成を図りました。(森整)

また、自伐型林業の導入に向けた取り組みとして、平成27年1～3月に3回にわたって自伐林家フォーラムを開催しました。(239人)(森整)

湖北野鳥センターでは水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会としました。(環保)

【自然体験型学習の年間参加者数 目標値：1,600人 平成26年度実績：2,289人】

| 事業名         | H24   | H25   | H26   |
|-------------|-------|-------|-------|
| たんぼのこ       | 695   | 675   | 618   |
| やまのこ事業      | 980   | 813   | 833   |
| 自伐林家フォーラム   | -     | -     | 239   |
| 里山森づくり講座    | 163   | 164   | 51    |
| 水生生物少年少女調査隊 | 507   | 566   | 548   |
| 参加者合計       | 2,345 | 2,218 | 2,289 |

### ■たんぼのこ

滋賀県では、子どもたちが農業への関心を高め、理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを体験的に学べるよう、県内の全小学校で、児童自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験学習の場として「笑顔かがやくたんぼのこ体験事業」の支援が行われています。(教指)

### ■森林環境学習「やまのこ」事業

滋賀県では、次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施しています。(森整)

### ■長浜市森づくり講座

市では市内里山を健全な姿で保全、維持するため、虎御前山の里山モデル林を拠点とした森づくり関係団体の育成支援や、市民の皆さんに森林を身近に感じて頂くため市民との協働での里山再生事業を推進しています。(森整)



## 第2章 ひとの健康と安全の確保

### 第1節 水と土

#### (1) 河川・琵琶湖の保全

昨年度までと同様に生活排水処理対策を進め、公共下水道の普及率は78.5%、農村下水道の普及率は21.0%、また、浄化槽の設置状況は単独が1,414基、合併が617基と、下水道への移行により40基の減少となりました。(環境)(上下水)

下水道事業については、普及率が99%を超えています。引き続き未水洗化世帯に対する普及促進に努めました。(上下水)

また、農村地域については、昨年度までに引き続き、水質保全のため、処理施設の機能維持に努めるとともに、施設内での塩素の過剰投与を抑制するため、消毒工程における塩素の使用量抑制に努めました。(上下水)

【下水道普及率目標値：95.0% 平成26年度実績：78.5%】

公共下水道の普及状況

各年度末現在 上下水道課調べ

| 区分                 | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理区域面積 (ha) A      | 3,438.0 | 3,446.0 | 3,446.6 | 3,456.2 | 3,459.3 |
| 行政区域内人口 (人) B      | 125,523 | 124,802 | 123,335 | 122,310 | 121,532 |
| 処理区域内人口 (人) C      | 96,271  | 97,390  | 96,345  | 95,791  | 95,454  |
| 処理区域化内水洗化人口 (人) D  | 86,530  | 88,034  | 87,741  | 87,568  | 87,943  |
| 処理区域内世帯数 (世帯) E    | 35,407  | 36,106  | 35,642  | 35,432  | 35,992  |
| 処理区域内水洗化世帯数 (世帯) F | 31,639  | 32,456  | 32,262  | 32,177  | 33,004  |
| 普及率 (%) C/B        | 76.7    | 78.0    | 78.1    | 78.3    | 78.5    |
| 水洗化率[人口] (%) D/C   | 89.9    | 90.4    | 91.1    | 91.4    | 92.1    |
| 水洗化率[世帯] (%) F/E   | 89.4    | 89.9    | 90.5    | 90.8    | 91.7    |

農村下水道整備率

各年度末現在 上下水道課調べ

| 区分                 | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理区域面積 (ha) A      | 1,649.0 | 1,597.0 | 1,597.0 | 1,597.0 | 1,597.0 |
| 行政区域内人口 (人) B      | 125,523 | 124,802 | 123,335 | 122,310 | 121,532 |
| 処理区域内人口 (人) C      | 28,605  | 28,845  | 26,421  | 25,961  | 25,528  |
| 処理区域化内水洗化人口 (人) D  | 27,303  | 25,730  | 25,422  | 25,027  | 24,621  |
| 処理区域内世帯数 (世帯) E    | 8,766   | 8,636   | 8,397   | 8,490   | 8,512   |
| 処理区域内水洗化世帯数 (世帯) F | 8,395   | 8,275   | 8,106   | 8,201   | 8,231   |
| 普及率 (%) C/B        | 22.8    | 21.5    | 21.4    | 21.2    | 21.0    |
| 水洗化率[人口] (%) D/C   | 95.4    | 95.8    | 96.2    | 96.4    | 96.4    |
| 水洗化率[世帯] (%) F/E   | 95.8    | 95.8    | 96.5    | 96.6    | 96.7    |

# 浄化槽設置状況

各年度末現在 環境保全課調べ (単位：基)

| 区分         |    | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5～20 人槽    | 単独 | 1,077 | 1,043 | 970   | 1,214 | 1,200 |
|            | 合併 | 645   | 546   | 494   | 457   | 440   |
| 21～100 人槽  | 単独 | 195   | 189   | 182   | 212   | 205   |
|            | 合併 | 72    | 61    | 56    | 63    | 63    |
| 101～200 人槽 | 単独 | 5     | 5     | 5     | 7     | 7     |
|            | 合併 | 32    | 28    | 26    | 35    | 33    |
| 201～300 人槽 | 単独 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|            | 合併 | 12    | 13    | 13    | 16    | 16    |
| 301～500 人槽 | 単独 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|            | 合併 | 19    | 20    | 20    | 17    | 17    |
| 501～人槽     | 単独 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|            | 合併 | 41    | 42    | 41    | 48    | 48    |
| 合計         | 単独 | 1,279 | 1,239 | 1,159 | 1,435 | 1,414 |
|            | 合併 | 821   | 710   | 650   | 636   | 617   |
|            | 計  | 2,100 | 1,949 | 1,809 | 2,071 | 2,031 |

※平成 25 年度に浄化槽の台帳整備事業を実施

平成 26 年度に「長浜市森林整備計画」の改定を行い、同計画のゾーニングに沿った森林整備により、森林のもつ水土保持機能を良好に保つよう努めました。(森整)

農地などから濁水の流出を抑えるため、農村まるごと保全向上対策に取り組み、代掻き期間において、パトロール及び啓発を実施しました。(農政)

## (2) 土壌・地下水の保全

病虫害防除協議会において、農薬適正散布、飛散防止や薬剤成分の削減など、環境にやさしい防除の実践に努めました。(農政)

公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするよう努めました。(都計)

## 第2節 空気と音、光

### (1) 大気の保全

市内路線バスや乗合タクシーへの運行補助を行う一方、バス等の利用促進の広報、周知を行うことで自動車交通量の抑制に努めました。(都計)

黒田官兵衛博覧会の会場を結ぶ周遊バスを運行するなど、バスの利用について広報・周知を徹底し、自動車交通量の抑制に努めました。また、繁忙期には交通誘導警備員を市内各所に配置し、スムーズな交通誘導に努めました。(観振)

市役所では、省エネルギーの取り組みとして、夏季及び冬季に職員のクールビズ及びウォームビズを推進し、来庁者への啓発を行いました。また、冷暖房機の稼働基準温度及び電気機器の適正な使用方法の周知、昼休みの消灯等、省エネルギーに配慮した事業活動の継続に努めました。(財産)



## （２）騒音・振動の防止

工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

（道河）（建築）

## （３）日照の確保、電波障害、光害対策

電波障害を未然に防ぐために建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ 10m 以上、または 5 戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で 50 ㎡以上の新築（2 倍超増改築含む）に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測し障害等発生時の対処方法等について報告（40 件）を求めました。（開指）

豊公園、加納白山公園等の都市公園については、防犯上の観点から光害に注意しつつ、必要な照度の確保を行っています。（都計）

田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用するよう努めました。（道河）

## 第３節 有害化学物質、放射性物質

### （１）有害化学物質

#### ①事業活動にともなう汚染の防止

農地への農薬、化学肥料削減を推奨し、環境こだわり農産物の推進に取り組みました。【環境こだわり農作物の栽培面積 目標値：2,660ha H26 実績：2,598ha】（農政）

長浜市及び米原市で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を 850℃～950℃に設定し、排ガスをバグフィルタ内のろ布を通過させることにより、ダイオキシン、酸性ガス及びばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。（環保）

#### ②日常生活に伴う汚染の防止

蛍光管類は資源ごみとして分別を図るなど、「こほくる～る」による汚染防止の周知啓発を行いました。

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページ、広報紙で周知啓発を行いました。（環保）

### （２）放射性物質

平成 23 年度から、市内の平常時における環境放射線量を把握するため、市内 9 ヶ所で定期的に測定し、データの蓄積を行っています。

市の測定結果では、時間当たり約 0.025～0.072  $\mu$ Sv/時と、日本での平均環境放射線量、時間当たり約 0.171  $\mu$ Sv/時（1,500  $\mu$ Sv/年）を下回る結果となっています。

また、災害対策基本法の改正、滋賀県の地域防災計画の見直しに併せ、長浜市地域防災計画の見直しを行いました。今年度は、避難行動時での被ばく予防として服用する「安定ヨウ素剤」を全市民分備蓄しました。（防危）

## 第４節 環境監視体制

### （１）水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しています。平成 26 年度においても、市内 41 地点において調査を実施しました。全般的に概ね横ばいの状態であり、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。【資料編 3 頁～】

【BOD 目標値：2.0mg/l H26 実績：2.0mg/l 以下】（環保）

## 市内河川の調査内容

| 調査地点数 |       | 頻 度   | 調査項目                                                                                                                                   |
|-------|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧長浜区域 | 6 地点  | 毎 月   | ◆生活環境の保全に関する項目【全 5 項目】<br>pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数<br>◆人の健康の保護に関する項目【全 22 項目】<br>カドミウム、シアン、鉛、六価クロム等<br>◆その他【全 4 項目】<br>COD、全窒素、全リン、陰イオン界面活性剤 |
|       | 5 地点  | 年 4 回 |                                                                                                                                        |
|       | 5 地点  | 年 2 回 |                                                                                                                                        |
| 東浅井区域 | 14 地点 | 年 4 回 |                                                                                                                                        |
| 伊香区域  | 11 地点 | 年 4 回 |                                                                                                                                        |

## 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 類<br>型 | 利用目的の適応性                               | 基準値              |                         |                |                |                      |
|--------|----------------------------------------|------------------|-------------------------|----------------|----------------|----------------------|
|        |                                        | 水素イオン<br>濃度 (pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量 (SS) | 溶存酸素量<br>(DO)  | 大腸菌群数                |
| AA     | 水道 1 級<br>自然環境保全及び A 以<br>下の欄に掲げるもの    | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1 mg/L 以下               | 25 mg/L<br>以下  | 7.5 mg/L<br>以上 | 50MPN/<br>100mL 以下   |
| A      | 水道 2 級、水産 1 級<br>水浴及び B 以下の欄に<br>掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2 mg/L 以下               | 25 mg/L<br>以下  | 7.5 mg/L<br>以上 | 1000MPN/<br>100mL 以下 |

類型 B～E 省略

滋賀県により、県内の主要 24 河川について「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定が行なわれており、市内の河川では下記の河川が該当しています。

| 河川名（類型） | 測定地点  | 測定数 | pH   | BOD | SS | DO | 大腸菌群数 |
|---------|-------|-----|------|-----|----|----|-------|
| 姉川（AA）  | 6.国友  | 12  | 9/12 | ○   | ○  | ○  | 11/12 |
|         | 20.今荘 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 2/4   |
|         | 24.河口 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 2/4   |
| 田川（AA）  | 19.上流 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 0/4   |
|         | 22.河口 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 0/4   |
|         | 26.中流 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 0/4   |
| 大浦川（A）  | 40.中流 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 1/4   |
|         | 41.河口 | 4   | ○    | ○   | ○  | ○  | 0/4   |

○：全測定数とも達成 数字：全測定数中で達成した回数

未指定の市内河川に対して、参考基準として A 類型をあてはめた内容です。

| 未指定河川名 | 測定地点  | 測定数 | pH    | BOD | SS | DO | 大腸菌群数 |
|--------|-------|-----|-------|-----|----|----|-------|
| 米川     | 1.河口  | 12  | 9/12  | ○   | ○  | ○  | 1/12  |
|        | 2.中流  | 12  | 10/12 | ○   | ○  | ○  | 4/12  |
| 十一川    | 3.河口  | 12  | 9/12  | ○   | ○  | ○  | 0/12  |
| 姉川口    | 4.姉川口 | 12  | 10/12 | ○   | ○  | ○  | 5/12  |
| 三六堀川   | 5.河口  | 4   | 4/12  | ○   | ○  | ○  | 3/12  |
| 平田川    | 7.平田川 | 4   | ○     | ○   | ○  | ○  | 0/4   |
| 大井川    | 8.河口  | 2   | ○     | ○   | ○  | ○  | 1/2   |

| 未指定河川名 | 測定地点     | 測定数 | pH  | BOD | SS  | DO  | 大腸菌群数 |
|--------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 旧大井川   | 9.河口     | 2   | ○   | ○   | ○   | ○   | 0/2   |
| 五井戸川   | 10.河口    | 2   | ○   | ○   | ○   | ○   | 0/2   |
| 打越川    | 11.河口    | 4   | 2/4 | ○   | ○   | ○   | 3/4   |
| 南川     | 12.河口    | 2   | ○   | ○   | ○   | ○   | 0/2   |
| 土川     | 13.土川    | 2   | ○   | ○   | ○   | 1/2 | 0/2   |
| 米川支流   | 14.神明神社  | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 0/4   |
| 八幡川    | 15.八幡川   | 4   | 3/4 | ○   | ○   | ○   | 0/4   |
| 長浜新川   | 16.長浜新川  | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 草野川    | 17.上流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 3/4   |
|        | 18.中流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 丁野木川   | 31.中流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
|        | 21.河口    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 高時川    | 34.上流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 2/4   |
|        | 23.高時川   | 2   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/2   |
| 川道川    | 25.川道川   | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 0/4   |
| 七縄川    | 27.七縄川   | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 2/4   |
| 西川     | 28.西川    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 三条川    | 29.三条川   | 4   | ○   | ○   | 3/4 | ○   | 1/4   |
| 余呉川    | 36.上流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
|        | 37.余呉湖出口 | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 2/4   |
|        | 35.中流    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
|        | 32.西野放水路 | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
|        | 30.河口    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 赤川     | 33.赤川    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |
| 大川     | 38.河口    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 2/4   |
| 大坪川    | 39.河口    | 4   | ○   | ○   | ○   | ○   | 1/4   |

○：全測定数とも達成 数字：全測定数中で達成した回数

## (2) 底質調査

昭和 48 年に市内河川において底質の問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施され、その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しています。

水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和 50 年 10 月 28 日、環水管 119 号、環境庁、水質保全局通知）では、各河川ともこれらの基準を大きく下回っています。

その他の項目については、概ね横ばいで推移しており長期的には安定した状態にあると考えられます。（環保）【資料編 16 頁～】

### 主要河川の底質調査結果

（採取日：平成 26 年 9 月 3 日）

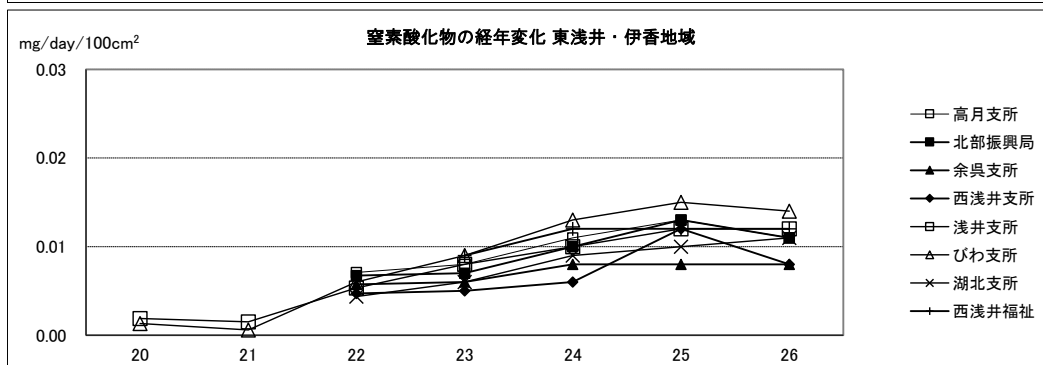
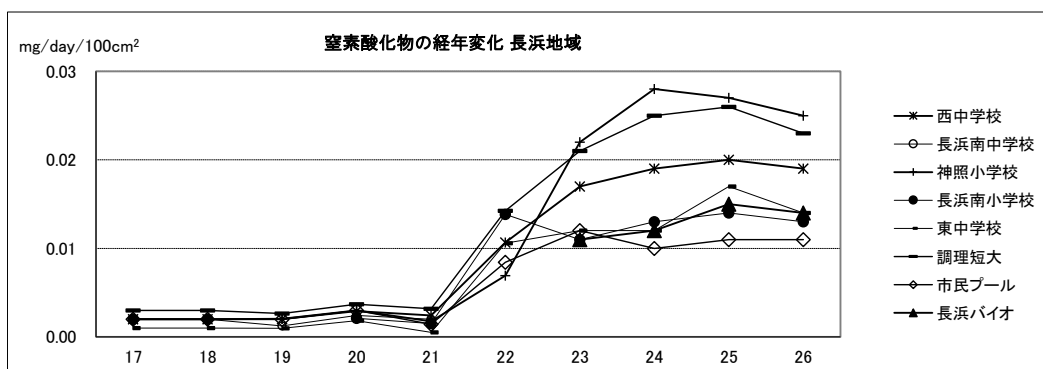
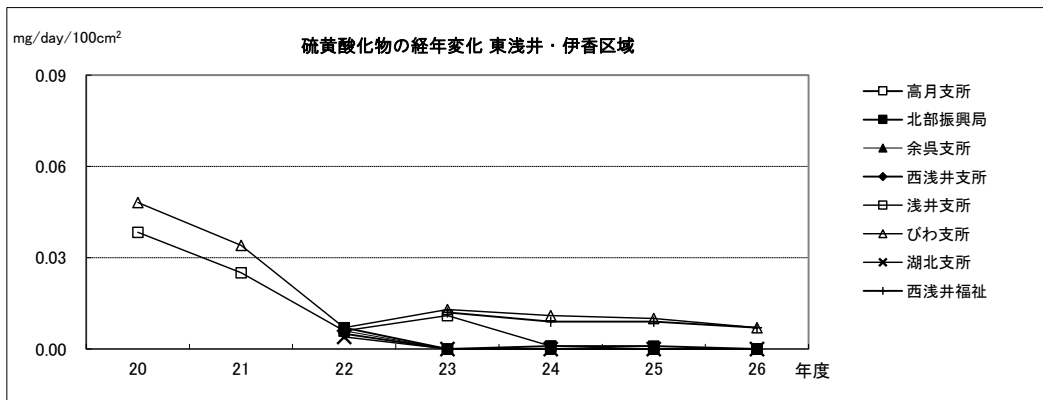
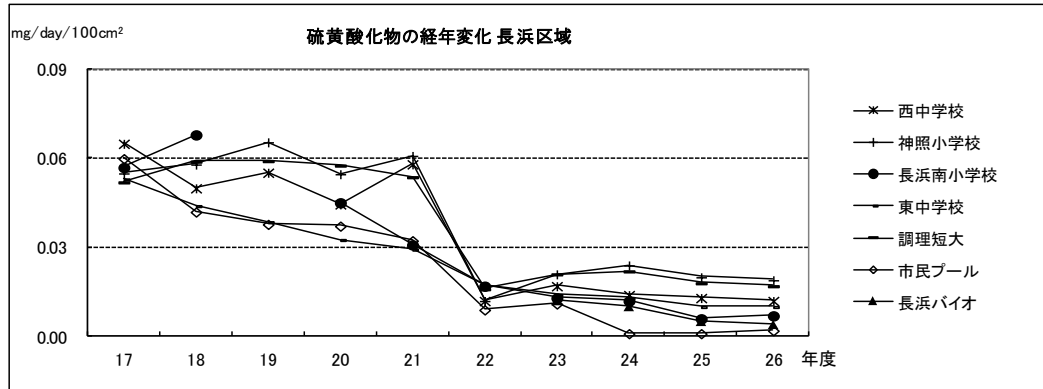
| 調査河川   | 総水銀  | カドミウム | 鉛  | ひ素  | PCB   | 総クロム | 水分率  |
|--------|------|-------|----|-----|-------|------|------|
| 米川河口   | 0.16 | 0.20  | 37 | 5.5 | <0.01 | 30   | 23.7 |
| 十一川河口  | 0.10 | 0.29  | 16 | 5.6 | <0.01 | 27   | 23.7 |
| 三六堀川河口 | 0.05 | 0.45  | 11 | 6.3 | <0.01 | 30   | 23.1 |
| 大井川河口  | 0.04 | 0.11  | 8  | 5.1 | <0.01 | 27   | 22.8 |
| 暫定除去基準 | 25   |       |    |     | 10    |      |      |

単位：ppm（ドライ含有量）

### (3) 大気環境調査

#### ①簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物及び窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1か月ごとの積算量を調査しました。平成26年度も市内15地点で調査を行い、窒素酸化物については、問題のないレベルではあるものの全体的に増加傾向であることが確認されました。今後の推移に注意が必要です。(環保)【資料編18頁～】



## ②自動計測器による調査

旧教職員住宅（長浜市加田町）に設置した自動計測器で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について 24 時間連続測定を実施した結果、環境基準を満足していました。【目標値・H26 実績：3 項目すべて環境基準適合】（環保）

| 項目                          | 測定<br>時間 | 年平均   | 1 時間値の<br>最高値 | 日平均値の<br>年間 98% 値 | 日平均値の<br>2% 除外値 | 環境基準に対する評価 |       |
|-----------------------------|----------|-------|---------------|-------------------|-----------------|------------|-------|
|                             | (時間)     | (ppm) | (ppm)         | (ppm)             | (ppm)           | 長期的評価      | 短期的評価 |
| 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> ) | 6663     | 0.010 | 0.046         | 0.025             |                 | 問題なし       | 問題なし  |
| 二酸化硫黄<br>(SO <sub>2</sub> ) | 6668     | 0.002 | 0.009         |                   | 0.004           | 問題なし       | 問題なし  |
| 浮遊粒子状物質<br>(SPM)            | 6690     | 0.026 | 0.101         |                   | 0.063           | 問題なし       | 問題なし  |

※二酸化窒素の大気汚染にかかる環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から、0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること」

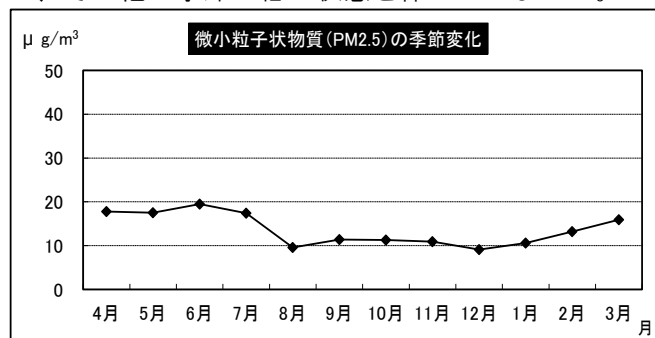
※二酸化硫黄の大気汚染にかかる環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm であること」

※浮遊粒子状物質の大気汚染にかかる環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること」

## ◆滋賀県による微小粒子状物質（PM2.5）の調査

夏と早春に高い値が確認されましたが、その他の季節は低い状態を保っていました。

環境基準と比較すると、年平均値は環境基準（15μg/m<sup>3</sup>）を満足していますが、日平均の環境基準（35μg/m<sup>3</sup>）については超過する日がありました。なお、日平均値の年間 98% 値は環境基準を満足していました。また、注意喚起のための暫定的な指針となる値（70μg/m<sup>3</sup>）を超えた日はありませんでした。



| 有効測定<br>日数 | 有効測定<br>日数 | 年平均値                 | 日平均値<br>の最高値         | 日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を<br>超えた日数とその割合 |     | 日平均値の<br>年間98%値      |
|------------|------------|----------------------|----------------------|------------------------------------------|-----|----------------------|
|            | (日)        | (μg/m <sup>3</sup> ) | (μg/m <sup>3</sup> ) | (日)                                      | (%) | (μg/m <sup>3</sup> ) |
| H26        | 358        | 13.7                 | 45.1                 | 8                                        | 2.2 | 39.3                 |
| H25        | 352        | 14.2                 | 49.7                 | 14                                       | 4.0 | 39.3                 |
| H24        | 364        | 12.8                 | 48.5                 | 6                                        | 1.6 | 32.8                 |

データ：滋賀県琵琶湖環境科学研究センター提供

※微小粒子状物質（PM2.5）の大気汚染にかかる環境基準は、「年平均値が 15μg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 日平均値 35μg/m<sup>3</sup> 以下であること」。また、注意喚起のための暫定的な指針となる値は「1 日平均値が 70μg/m<sup>3</sup>」であり、これを超過する場合には注意喚起を行う。

## （４）道路交通騒音・振動調査結果

### ①市内主要道路交通調査

主要地方道 中山東上坂線（馬車道）と国道 8 号県道長浜木之本線の 2 カ所で、騒音、振動及び交通量について調査を実施しました。（環保）【資料編 25 頁～】

### ●主要地方道 中山東上坂線（馬車道）（測定場所：山階町 aU ショップ 長浜イター店前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 71dB、夜 67dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の時間区分で満足していま

せんでした。しかし自動車騒音要請限度（75・70）については昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 38dB、夜 31dB でした。時間帯ごとの 2 輪を含む平均交通量は、昼 270 台/10 分、夜 79 台/10 分で日中は概ね交通量が多く、20 時以降で減少傾向が見られました。

### ●国道 8 号（測定場所：湖北町速水 湖北支所 1 号公園前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 68dB、夜 64dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）を昼と夜の両方の時間区分で満足していました。同様に自動車騒音要請限度（75・70）も昼と夜の両方の時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 32dB、夜 24dB でした。時間帯ごとの 2 輪を含む平均交通量は昼 127.7 台/10 分、夜 66.5 台/10 分で朝の 8 時ごろと夕方 17 時～18 時ごろの交通量が増加していました。

### ②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道 6 カ所（宮司町・南田附町・加納町・榎木町・湖北町留目、高月町柏原）にて調査を実施しました。いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を下回っていました。（環保）

北陸自動車道交通騒音調査

|           |      | H21      |          | H22      |          | H23      |          | H24      |          | H25      |          | H26      |          |
|-----------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 測定場所      | 測定時間 | L<br>Aeq | LA<br>50 | L<br>Aeq | LA<br>50 | L<br>Aeq | LA<br>50 | L<br>Aeq | LA<br>50 | L<br>Aeq | LA<br>50 | L<br>Aeq | LA<br>50 |
| 宮司町       | 昼    | 56       | 55       | 56       | 56       | 57       | 56       | 57       | 56       | 58       | 57       | 58       | 57       |
|           | 夜    | 55       | 54       | 57       | 55       | 57       | 55       | 57       | 56       | 60       | 59       | 59       | 58       |
| 南田附町      | 昼    | 59       | 58       | 57       | 56       | 56       | 56       | 57       | 56       | 58       | 58       | 58       | 58       |
|           | 夜    | 56       | 53       | 55       | 54       | 56       | 55       | 57       | 56       | 61       | 61       | 59       | 58       |
| 加納町       | 昼    | 61       | 58       | 62       | 59       | 62       | 59       | 61       | 57       | 62       | 59       | 63       | 61       |
|           | 夜    | 59       | 53       | 61       | 55       | 61       | 56       | 61       | 56       | 62       | 58       | 63       | 59       |
| 榎木町       | 昼    | 56       | 55       | 58       | 57       | 57       | 56       | 58       | 57       | 57       | 56       | 60       | 60       |
|           | 夜    | 56       | 54       | 57       | 56       | 57       | 56       | 57       | 56       | 57       | 56       | 60       | 59       |
| 湖北町<br>留目 | 昼    | —        | —        | —        | —        | 59       | 57       | 59       | 57       | 60       | 58       | 62       | 61       |
|           | 夜    | —        | —        | —        | —        | 58       | 56       | 58       | 56       | 60       | 57       | 61       | 59       |
| 高月町<br>柏原 | 昼    | —        | —        | —        | —        | —        | —        | 63       | 61       | 63       | 60       | 66       | 64       |
|           | 夜    | —        | —        | —        | —        | —        | —        | 62       | 59       | 62       | 59       | 66       | 64       |

※幹線交通を担う道路に面する地域にて測定を実施

### （５）環境騒音調査結果

環境騒音について、環境基準の達成度等を把握するため、市内 12 地点（一般地域 10 地点、道路に面する地点 2 地点）において測定を実施しました。【資料編 30 頁～】



夜間で1箇所の環境基準超過が見られましたが、市全体を見た場合、市民生活に及ぼす影響は少ないものと思われます。

【騒音に関する環境基準達成率 目標値：100% H26実績：96%】（環保）

◎住居専用地域（第一種中高層・第二種中高層・第二種低層）

| 用途区域区分 | 第一種中高層住居専用地域 |      | 環境基準類型 | A     |
|--------|--------------|------|--------|-------|
| 地点番号   | No.13        | 南小足町 | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |              | 昼    | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |              | 9:10 | 16:10  | 22:05 |
| レベル    | Leq          | 40   | 38     | 36    |
|        | L05          | 44   | 41     | 39    |
|        | L50          | 38   | 37     | 35    |
|        | L95          | 33   | 32     | 32    |
| 用途区域区分 | 第二種低層住居専用地域  |      | 環境基準類型 | A     |
| 地点番号   | No.1         | 相撲町  | 道路との関係 | 面している |
| 時間帯    |              | 昼    | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |              | 9:15 | 16:24  | 22:24 |
| レベル    | Leq          | 40   | 41     | 40    |
|        | L05          | 45   | 46     | 40    |
|        | L50          | 37   | 36     | 34    |
|        | L95          | 34   | 32     | 33    |

| 用途区域区分 | 第二種中高層住居専用地域 |      | 環境基準類型 | A     |
|--------|--------------|------|--------|-------|
| 地点番号   | No.7         | 大戌亥町 | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |              | 昼    | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |              | 9:45 | 17:00  | 22:49 |
| レベル    | Leq          | 45   | 44     | 欠測    |
|        | L05          | 47   | 46     | 欠測    |
|        | L50          | 44   | 44     | 欠測    |
|        | L95          | 43   | 43     | 欠測    |

◎商業地域

| 用途区域区分 | 商業地域 |      | 環境基準類型 | C     |
|--------|------|------|--------|-------|
| 地点番号   | No.5 | 宮前町  | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |      | 昼    | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |      | 8:50 | 15:52  | 22:00 |
| レベル    | Leq  | 44   | 45     | 40    |
|        | L05  | 47   | 49     | 42    |
|        | L50  | 43   | 42     | 39    |
|        | L95  | 41   | 40     | 38    |

| 用途区域区分 | 近隣商業地域 |       | 環境基準類型 | C     |
|--------|--------|-------|--------|-------|
| 地点番号   | No.6   | 八幡東町  | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |        | 昼     | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |        | 10:37 | 17:55  | 23:32 |
| レベル    | Leq    | 45    | 44     | 39    |
|        | L05    | 48    | 47     | 43    |
|        | L50    | 43    | 43     | 38    |
|        | L95    | 40    | 41     | 35    |

◎市街化調整区域

| 用途区域区分 | 市街化調整区域 |       | 環境基準類型 | B     |
|--------|---------|-------|--------|-------|
| 地点番号   | No.11   | 加田町   | 道路との関係 | 面している |
| 時間帯    |         | 昼     | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |         | 10:05 | 17:24  | 23:08 |
| レベル    | Leq     | 42    | 45     | 36    |
|        | L05     | 47    | 48     | 37    |
|        | L50     | 39    | 44     | 35    |
|        | L95     | 35    | 37     | 33    |

| 用途区域区分 | 市街化調整区域 |       | 環境基準類型 | B     |
|--------|---------|-------|--------|-------|
| 地点番号   | No.16   | 曾根町   | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |         | 昼     | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |         | 10:35 | 17:15  | 23:20 |
| レベル    | Leq     | 44    | 50     | 38    |
|        | L05     | 47    | 57     | 41    |
|        | L50     | 41    | 44     | 37    |
|        | L95     | 37    | 40     | 35    |

◎市街化調整区域

| 用途区域区分 | 市街化調整区域 |      | 環境基準類型 | B     |
|--------|---------|------|--------|-------|
| 地点番号   | No.18   | 富田町  | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |         | 昼    | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |         | 9:04 | 16:28  | 22:04 |
| レベル    | Leq     | 43   | 37     | 36    |
|        | L05     | 49   | 41     | 40    |
|        | L50     | 38   | 36     | 34    |
|        | L95     | 34   | 33     | 31    |

## ◎非線引都市計画区域

| 用途区域区分 | 非線引き都市計画区域 |        | 環境基準類型 | B     |
|--------|------------|--------|--------|-------|
| 地点番号   | No.21      | 小野寺町   | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |            | 昼      | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |            | 9:40   | 15:40  | 22:25 |
| レベル    | Leq        | 40     | 37     | 36    |
|        | L05        | 46     | 42     | 39    |
|        | L50        | 37     | 33     | 34    |
|        | L95        | 31     | 29     | 31    |
| 用途区域区分 | 非線引き都市計画区域 |        | 環境基準類型 | B     |
| 地点番号   | No.23      | 湖北町速水  | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |            | 昼      | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |            | 15:05  | 17:45  | 22:50 |
| レベル    | Leq        | 39     | 40     | 40    |
|        | L05        | 43     | 44     | 43    |
|        | L50        | 38     | 39     | 39    |
|        | L95        | 35     | 36     | 37    |
| 用途区域区分 | 非線引き都市計画区域 |        | 環境基準類型 | B     |
| 地点番号   | No.26      | 高月町高月  | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |            | 昼      | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |            | 10:24  | 17:53  | 23:21 |
| レベル    | Leq        | 46     | 42     | 40    |
|        | L05        | 49     | 45     | 44    |
|        | L50        | 45     | 41     | 38    |
|        | L95        | 42     | 39     | 36    |
| 用途区域区分 | 非線引き都市計画区域 |        | 環境基準類型 | B     |
| 地点番号   | No.28      | 高月町柳野中 | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |            | 昼      | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |            | 9:27   | 16:51  | 22:27 |
| レベル    | Leq        | 37     | 37     | 35    |
|        | L05        | 43     | 41     | 37    |
|        | L50        | 34     | 36     | 35    |
|        | L95        | 30     | 33     | 33    |

## ◎都市計画区域外

| 用途区域区分 | 都市計画区域外 |        | 環境基準類型 | B     |
|--------|---------|--------|--------|-------|
| 地点番号   | No.30   | 余呉町中之郷 | 道路との関係 | 離れている |
| 時間帯    |         | 昼      | 昼      | 夜     |
| 測定時刻   |         | 9:53   | 17:20  | 22:55 |
| レベル    | Leq     | 48     | 49     | 47    |
|        | L05     | 52     | 53     | 50    |
|        | L50     | 47     | 48     | 46    |
|        | L95     | 43     | 45     | 40    |

## (6) 公害苦情への対応

平成 26 年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は 93 件、種類別に見ると水質が 28 件と最も多く、続いて悪臭 21 件、騒音 16 件となりました。特に水質では油漏れを原因とする苦情、悪臭では田畑への施肥や近隣トラブルに伴う苦情が寄せられました。

近年では、工場に設置される特定施設を原因とする苦情は減少しています。(環境)

### 公害苦情の種類別対応件数

| 年度  | 大気 | 水質 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 | 総計 |
|-----|----|----|------|----|----|------|----|-----|----|
| H22 | 16 | 32 | 0    | 9  | 0  | 0    | 17 | 3   | 77 |
| H23 | 2  | 31 | 0    | 3  | 0  | 0    | 6  | 8   | 50 |
| H24 | 4  | 24 | 0    | 14 | 0  | 0    | 9  | 17  | 68 |
| H25 | 5  | 24 | 1    | 16 | 2  | 0    | 12 | 37  | 97 |
| H26 | 1  | 28 | 1    | 16 | 4  | 0    | 21 | 22  | 93 |

## (7) 事業所への指導徹底

工場・事業場などに対して公害防止の規制・指導を行いました。

また、公害防止協定の更新も含めて、2 事業場と環境保全協定を締結し、事業者に環境への配慮を促しました。環境保全協定締結事業所 34 事業所（平成 27 年 3 月 31 日現在）

【環境保全協定の締結事業所数目標値：40 事業所 H26 実績：34 事業所】(環境)

騒音規制法、振動規制法に規定される特定施設の届出について、騒音・振動の抑制の

指導に努めました。(環境)

### ①特定施設の届出状況

#### 騒音規制法

| 施設の種類         | 合計    |
|---------------|-------|
| 1 金属加工機械      | 309   |
| 2 空気圧縮機等      | 2,125 |
| 3 土石用破砕機等     | 25    |
| 4 織機          | 2,479 |
| 5 建設用資材製造機    | 22    |
| 6 穀物用製粉機      | 0     |
| 7 木材加工機械      | 120   |
| 8 抄紙機         | 6     |
| 9 印刷機械        | 130   |
| 10 合成樹脂用射出成形機 | 84    |
| 11 鋳造型機       | 11    |
| 施設数の合計        | 5,311 |

#### 振動規制法

| 施設の種類            | 合計    |
|------------------|-------|
| 1 金属加工機械         | 291   |
| 2 圧縮機            | 680   |
| 3 土石用破砕機等        | 26    |
| 4 織機             | 2,095 |
| 5 コンクリートブロックマシン等 | 7     |
| 6 木材加工機械         | 2     |
| 7 印刷機械           | 88    |
| 8 ロール機           | 21    |
| 9 合成樹脂用射出成形機     | 83    |
| 10 鋳造型機          | 6     |
| 施設数の合計           | 3,299 |

平成 27 年 3 月 31 日現在 環境保全課調べ

### ②特定工場の数

#### 騒音規制法

| 工場の種類         | 合計  |
|---------------|-----|
| 1 金属加工機械      | 37  |
| 2 空気圧縮機等      | 134 |
| 3 土石用破砕機等     | 4   |
| 4 織機          | 184 |
| 5 建設用資材製造機    | 4   |
| 6 穀物用製粉機      | 0   |
| 7 木材加工機械      | 44  |
| 8 抄紙機         | 0   |
| 9 印刷機械        | 33  |
| 10 合成樹脂用射出成形機 | 2   |
| 11 鋳造型機       | 1   |
| 工場数の合計        | 442 |

#### 振動規制法

| 工場の種類            | 合計  |
|------------------|-----|
| 1 金属加工機械         | 37  |
| 2 圧縮機            | 111 |
| 3 土石用破砕機等        | 3   |
| 4 織機             | 134 |
| 5 コンクリートブロックマシン等 | 2   |
| 6 木材加工機械         | 2   |
| 7 印刷機械           | 15  |
| 8 ロール機           | 2   |
| 9 合成樹脂用射出成形機     | 3   |
| 10 鋳造型機          | 0   |
| 工場数の合計           | 309 |

平成 27 年 3 月 31 日現在 環境保全課調べ

また、騒音規制法、振動規制法に規定される特定建設作業の届出についても、騒音・振動の抑制の指導に努めました。

### ③特定建設作業の届出状況

#### 騒音規制法

| 特定建設作業の種類              | 合計 |
|------------------------|----|
| 1 くい打機を使用する作業          | 2  |
| 2 びょう打機を使用する作業         | 0  |
| 3 さく岩機を使用する作業          | 23 |
| 4 空気圧縮機を使用する作業         | 4  |
| 5 バックホウを使用する作業         | 0  |
| 6 コンクリートプラント等を設けて行なう作業 | 13 |
| 7 トラクターショベルを使用する作業     | 0  |
| 8 ブルドーザーを使用する作業        | 2  |
| 合計                     | 44 |

#### 振動規制法

| 特定建設作業の種類       | 合計 |
|-----------------|----|
| 1 くい打機を使用する作業   | 1  |
| 2 硬球を使用して破壊する作業 | 0  |
| 3 舗装版破砕機を使用する作業 | 1  |
| 4 ブレーカーを使用する作業  | 13 |
| 合計              | 15 |

平成 27 年 3 月 31 日現在 環境保全課調べ

## 第3章 もの・水・エネルギーの循環

### 第1節 ごみ

#### (1) 廃棄物の発生抑制

ごみ処理量の推移を見ると、ごみ処理量が平成24年度以降継続して減少しています。

一人あたりのごみ排出量の推移では、徐々に増加の傾向にありましたが、平成25年度から減少に転じています。

【市民1人日あたりのごみ排出量 目標値：790g H26実績：805g】（環境）

クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の実績値を長浜市分として按分して推定した量に、伊香クリーンプラザの埋立量を加えた長浜市の埋立量は、年々減少してきています。（環境）

長浜市のごみ処理量の実績（年度別／ごみ品目別）

環境保全課調べ（単位：t）

| 品 目     | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ    | 26,650 | 26,903 | 27,074 | 27,309 | 26,960 |
| 不燃ごみ    | 2,752  | 2,619  | 2,499  | 2,470  | 2,157  |
| 資源ごみ    | 5,564  | 5,427  | 5,238  | 5,036  | 4,468  |
| ガラスびん   | 730    | 699    | 663    | 670    | 659    |
| 粗大ごみ    | 1,808  | 1,976  | 2,089  | 1,742  | 1,456  |
| 使用済み乾電池 | 34     | 36     | 36     | 34     | 39     |
| 使用済み蛍光管 | 10     | 6      | 4      | 3      | 7      |
| 合 計     | 37,548 | 37,666 | 37,603 | 37,264 | 35,746 |

長浜市の1人あたりのごみ排出量

環境保全課調べ（単位：g）

| 区 分             | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1人あたりのごみ排出量（1年） | 298,000 | 301,000 | 303,000 | 305,000 | 294,000 |
| 1人あたりのごみ排出量（1日） | 816     | 835     | 830     | 836     | 805     |

長浜市の埋立処分量（クリーンプラント・伊香クリーンプラザ）

環境保全課調べ（単位：t）

| 区 分             | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1人あたりのごみ排出量（1年） | 2,713 | 2,375 | 1,360 | 1,200 | 1,050 |

#### (2) リサイクルの推進

資源ごみ回収量については、多くの品目において前年度よりも少なくなっています。

また、ごみ減量及びごみ分別の徹底を図るため、行政出前講座を実施しています。

【家庭ごみのリサイクル割合 目標値：30% H26実績：14.4%】（環境）

長浜市の資源ごみ回収量

環境保全課調べ（単位：t）

| 品 目     | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ペットボトル  | 260 | 252 | 246 | 246 | 214 |
| 発泡スチロール | 99  | 94  | 91  | 84  | 76  |
| 紙パック    | 51  | 50  | 47  | 46  | 45  |
| 空き缶     | 229 | 239 | 227 | 208 | 190 |
| 使用済み乾電池 | 34  | 36  | 36  | 34  | 34  |
| 無色びん    | 347 | 341 | 319 | 325 | 314 |
| 茶色びん    | 300 | 272 | 255 | 256 | 254 |
| その他有色びん | 83  | 86  | 88  | 89  | 91  |
| 古布（古着）  | 318 | 333 | 320 | 296 | 242 |

| 品 目         | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| プラスチック製容器包装 | 771   | 790   | 769   | 786   | 823   |
| 使用済み蛍光管     | 10    | 6     | 4     | 3     | 6     |
| 新聞紙         | 1108  | 1048  | 1009  | 941   | 771   |
| ダンボール       | 739   | 736   | 707   | 730   | 713   |
| 雑誌・チラシ      | 1989  | 1886  | 1822  | 1699  | 1,392 |
| 合 計         | 6,338 | 6,169 | 5,940 | 5,743 | 5,165 |

かけがえのない豊かな環境を次世代に引き継ぐために持続可能な社会を目指す取組みを推進しています。この一環として、買い物によって生じる容器包装ごみの減量を進めるために、マイバッグ持参率の向上などを目標に掲げ、事業者・県民団体・行政が協働して取組みを推進しています。

【レジ袋削減の取組に関する協定の協定店舗数 目標値:100 店舗 H26 実績:15 店舗】  
(環保)

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広報ながはま、ホームページ等に掲示し、資源の有効利用及びリサイクルの推進を図りました。(登録件数 690 件、内成立件数 140 件) (環保)

#### 不用品交換登録件数

環境保全課調べ

|          | 登録            |                  |      | 成立  |
|----------|---------------|------------------|------|-----|
|          | あげます<br>ゆずります | ください<br>ゆずってください | 登録件数 |     |
| 平成26年 4月 | 32            | 44               | 76   | 11  |
| 平成26年 5月 | 44            | 34               | 78   | 14  |
| 平成26年 6月 | 30            | 42               | 72   | 15  |
| 平成26年 7月 | 20            | 29               | 49   | 9   |
| 平成26年 8月 | 15            | 29               | 44   | 9   |
| 平成26年 9月 | 23            | 29               | 52   | 6   |
| 平成26年10月 | 29            | 29               | 58   | 11  |
| 平成26年11月 | 21            | 25               | 46   | 17  |
| 平成26年12月 | 19            | 24               | 43   | 11  |
| 平成27年 1月 | 25            | 20               | 45   | 7   |
| 平成27年 2月 | 28            | 34               | 62   | 13  |
| 平成27年 3月 | 29            | 36               | 65   | 17  |
| 合 計      | 315           | 375              | 690  | 140 |

長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道及び舗装復旧工事について、各工事現場で再生材（アスファルト・砕石）を利用するよう、仕様書、設計書に条件明示し実施しました。(都計)(建築)(上下水)

10万円以上の物品購入について、グリーン購入に努めました。(契検)

市内の保育園では、生ゴミ処理機により生ゴミを堆肥化し、園内の花壇や菜園で肥料として利用しました。(幼児)

長浜市学校給食センターでも、生ごみ処理施設を利用して、生ごみのたい肥化を行いました。(教指)

小学校5年生を中心にクリスタルプラザ、伊香クリーンプラザでリサイクル体験学習を行いました。(教指)

## 第2節 水循環

### （１）節水・未利用水の利用

節水や水の再利用などが定着した生活様式、事業活動の普及のため、市民、事業所への意識啓発に努めています。（上下水）

### （２）農業排水の循環利用

市内水質保全施設による農業排水の循環利用に努めました。

また、農地の持つ水源涵養機能を維持するため、農村まるごと保全向上対策や中山間直接支払事業による農地保全に努めました。（農政）

## 第3節 エネルギー

### （１）省エネルギーの推進

市役所では、省エネルギーの取り組みとして、夏季・冬季に職員のクールビズやウォームビズを推進し、来庁者への啓発を行いました。また、冷暖房機の稼働基準温度と電気機器の適正な使用の周知、昼休みの消灯等、省エネルギーに配慮した事業活動の継続に努めました。（財活）

さらに、省エネを考慮した設計や省エネタイプの建築資材、建築設備の使用促進に配慮しました。（建築）

### （２）再生可能エネルギーの利用促進

安全で永続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築、温室効果ガスの排出削減を目的に平成24年度に策定した「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」に基づき庁内関係部署が横断的に再生可能エネルギー導入に向けて取り組みました。

木質バイオマスの利用、カーボンニュートラルの普及啓発のため、旧庁舎市民課前待合室にペレットストーブを設置し、木質バイオマスの利用、カーボンニュートラルの普及啓発を行いました。（環境）

また市所有ダンプ2台にバイオディーゼル燃料を使用しました。（環境）

平成25年度から実施している地球温暖化防止対策事業として、住宅用太陽光発電システム設置促進補助事業と長浜市森のエネルギー活用推進事業があります。

太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブを設置した市民に対して補助（平成26年度実績：太陽光発電システム235件、薪ストーブ及びペレットストーブ設置支援：25台を行いました。このうち住宅用太陽光発電システム設置促進補助事業によって、市内に1,269kWの太陽光発電システムが設置されました。（環境）

また、薪の利活用促進のため、伊香森林組合に委託して薪市場を開設しました。（森整）

新設民間保育所の整備事業で太陽光発電システムを含む施設整備に対して補助を行っています。たかつき認定こども園・きのもと認定こども園に、省エネルギー型の照明・サッシ・空調機を導入し、たかつき認定こども園には、太陽光発電システムを導入しました。（幼児）

平成26年度については、3件の保育園増改築事業に対し、園舎の屋根に設置された太陽光発電システムに対して補助を行いました。（幼児）

【未利用エネルギー利用設備導入世帯数 目標値：6.4% H26実績：4.64%】（環境）

地球温暖化防止対策事業 補助金交付件数

|          | 太陽光発電システム | 太陽熱温水器 | 薪ストーブ<br>ペレットストーブ |
|----------|-----------|--------|-------------------|
|          | 件数        | 件数     | 件数                |
| H20（2月～） | 1         | 0      | 0                 |
| H21      | 22        | 0      | 2                 |
| H22      | 75        | 0      | 0                 |
| H23      | 95        | 45     | 0                 |
| H24      | 232       | 53     | 2                 |
| H25      | 264       | 0      | 31                |
| H26      | 238       | 0      | 25                |
| 合 計      | 927       | 98     | 60                |

※太陽熱温水器への補助は H23 年度と H24 年度に実施

※小型風力発電システムへの補助実績はなし

※薪ストーブへの補助は H25 年度から、H24 年度以前はペレットストーブのみの補助

市民団体発電取組支援制度を設けて、環境啓発等を行う市民団体による太陽光発電事業（H26 年度実績：1 団体、6.0kW）を支援しました。（環境）

木之本町杉野地区内と木之本町古橋地区内において、農業用水路を利用した小規模発電施設の経過観察等を実施しました。（農政）

＜木之本町杉野地区内＞

- ・組立式らせん型水力発電設備(LED 照明付)
- ・手づくりらせん型水力発電設備

＜木之本町古橋地区内＞

- ・ダリウス型水車発電施設・照明施設



## 第4章 地球環境保全への貢献

### 第1節 地球環境問題への理解・協力

教育課程内の「総合的な学習の時間」において、中学校では、地元の協力を得ながら、身近な環境保全活動に積極的に取り組んだり、地球的規模からの環境問題について学習したりするなど、環境教育の充実に努めました。

小学校では、河川等の水質調査や生物調査、森林学習等の自然観察により、環境問題に対する理解を深め、自然環境を大切にしようとする心情を培いました。（環境）

### 第2節 環境への負荷低減

#### （1）地域における地球温暖化対策の推進

本市における地球温暖化対策に関する方針を示すとともに、対策を統合的、計画的に推進することを目的とし、平成23年3月に「長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。この計画に基づき家庭・事業者に対して温室効果ガス削減に資する取り組みを行いました。

家庭に対しては、太陽光発電、木質バイオマスストーブ導入に対する支援やグリーンカーテンコンテスト、エコドライブ講習などを実施し、事業者に対しては、LED照明や高効率空調の導入支援を行うなど省エネ、省CO<sub>2</sub>対策の推進に努めました。（環境）

森林管理にあたっては、森林整備、治山事業、間伐などの森林吸収源対策について、水源涵養機能に配慮しながら実施しました。（森整）

市で管理している防犯灯をLED照明灯に交換し、照明の長寿命化と低消費電力化を図りました。（H26年度実績：3,382灯）また、自治会設置の防犯灯をLED照明灯に交換する事業に対して一定額を補助し、蛍光灯と比較して経済的なLED照明灯の普及促進に努めました。（H25年度実績：232自治会）（市協）

自治会館を対象に、太陽光発電システム及び蓄電池を設置する事業に対して補助制度を設け、再生可能エネルギーの普及促進及び自治会集会所の防災機能の向上を図りました。（H26年度実績：2自治会）（市協）

【長浜市のCO<sub>2</sub>総排出量の削減量等 目標値：73万t H24実績：94.27万t】（環境）

#### （2）市庁舎における地球温暖化対策の推進

市役所では、従来のエコオフィス活動の取り組みに加え、電力需要が増える夏季・冬季に、使用に応じた照明の点灯・消灯や空調の適正利用等、節電取り組みを継続・強化し、温室効果ガスの排出削減に努めました。

また、公用車更新時には低公害車・低燃費等の環境負荷の小さい自動車を率先して導入しました。（1）

平成26年度に低炭素社会の実現を目指し、電気自動車等用急速充電機を設置し、電気自動車等の普及促進を図りました。設置場所：本庁駐車場（環境）

【市の事業における温室効果ガスの排出量 目標値：16,209t H26実績：28,233t】

（財活）

## 第5章 まちの個性と魅力の創出

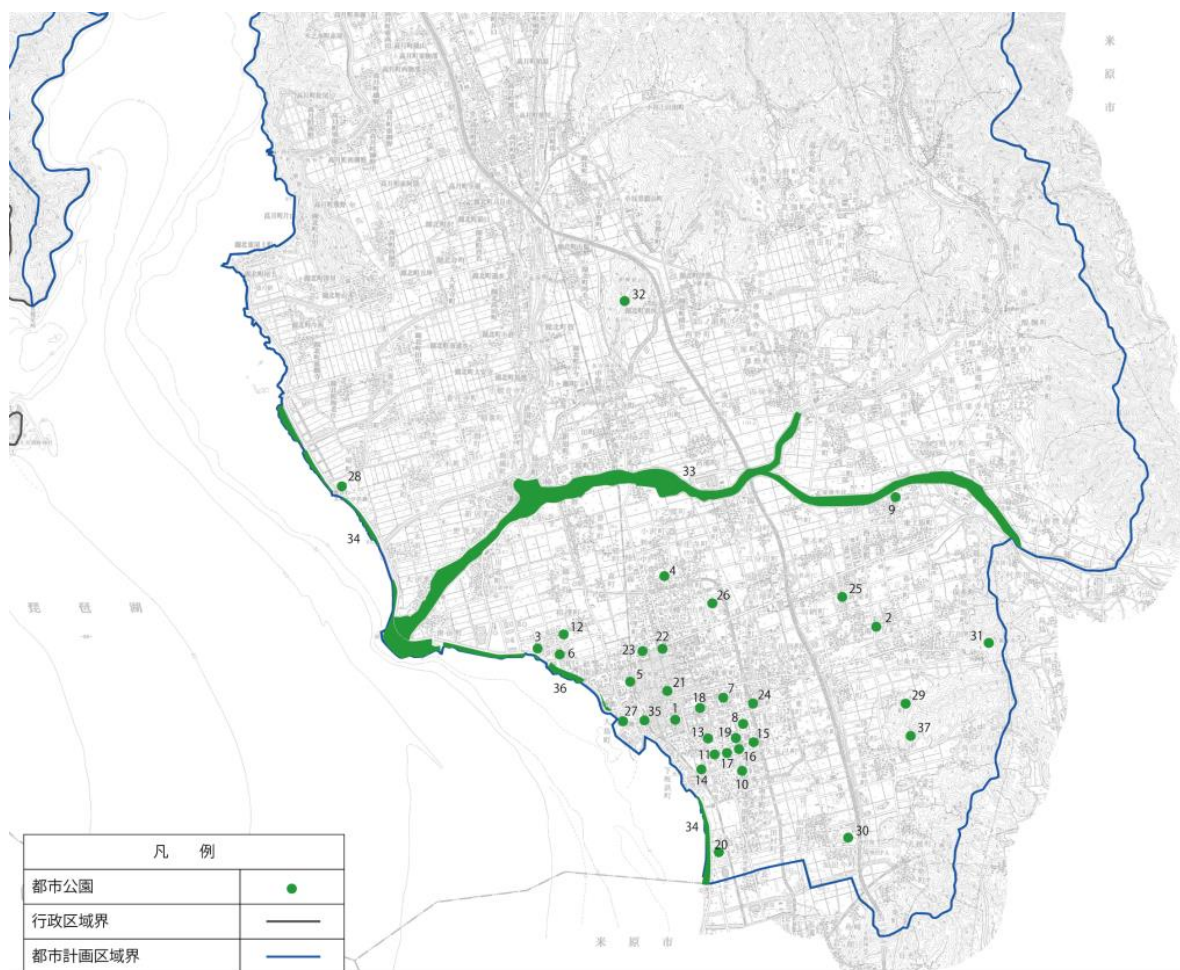
### 第1節 水辺とみどり

#### (1) 公園・緑地の整備

「長浜市みどりの基本計画」に基づき、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点である神照運動公園の第2期整備の工事を完了しました。

都市公園の整備状況を見ると、都市公園の数は36か所と変化がありませんが、神照運動公園を拡張したことで都市公園の総面積が164.59haに増加したので、一人あたりの都市公園面積も13.46m<sup>2</sup>に増加しました。

【身近に親しめるみどりの量1人あたり 目標値：13 m<sup>2</sup> H26実績：13.46 m<sup>2</sup>】(都計)



#### 【街区公園】

1. あけぼの公園
2. 南小足公園
3. 緑ヶ丘公園
4. 新庄公園
5. 殿町公園
6. 相撲公園
7. 東高田公園
8. 勝町公園
9. 千草公園
10. 大戌亥公園
11. 弥高町公園
12. 相撲西公園
13. 弥高北公園
14. さいかち公園
15. 勝東公園
16. 勝中央公園
17. 勝西公園
18. 南高田公園
19. 四ツ塚みらい公園
20. 田村辻町公園
21. 金屋公園
22. 大通寺公園

#### 【近隣公園】

23. 梨木公園
24. 長浜中央公園
25. 加納白山公園
- 【地区公園】
26. 神照運動公園
- 【総合公園】
27. 豊公園
28. 奥びわスポーツの森
- 【特殊公園】
29. 八条山公園
30. 神田山公園

31. 石田山公園
32. 虎御前山公園

#### 【緑地】

33. 姉川緑地
34. 琵琶湖岸緑地
35. 舟町公園
36. 琵琶湖岸緑地  
(細江地区)

#### 【墓園】

37. 松の岩公園

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、28ヶ所の街区公園等の管理を地域に委託しました。(都計)

長浜市開発事業に関する指導要綱及び長浜市中高層等建築物に関する指導要綱において、開発区域の20%以上の緑地を確保することと150㎡以上の公園の設置を定め、指導(53件)を行いました。(開指)

植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。(都計)

## (2) みどりへのふれあいの確保

みどりへの市民意識の高揚をはかるため、お花の寄せ植え教室、プリザーブドフラワー教室を開催しました。(会場：豊公園 参加者63人)(都計)

家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。(都計)

### 緑化支援の状況(平成26年度)

| 事業名                    | 内 容 等                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長浜市緑化推進事業              | ●緑のまちづくり推進事業：5団体 ●生垣による緑化推進事業：1件                                                                         |
| 生活環境緑化事業<br>(緑の募金還元事業) | ●苗木配布事業：施行箇所 44箇所・植栽樹木数 1,024本・支柱 309本<br>●緑のまちづくり事業：長浜市小谷丁野町<br>●淡海の巨木・名木次世代継承事業：長浜市高月町唐川一本杉の会「唐川の本一本杉」 |

## 第2節 歴史と文化

### (1) 歴史・文化遺産の保存・活用

長浜では、歴史文化を活かしたまちづくりが行われています。近世城下町ふるさとまつりで、近世城下町を有する市町で取り組んでいる歴史や魅力を活かしたまちづくり活動の意見交換会を開催しました。(観振)

#### ○指定文化財の保存・活用

国指定重要無形民俗文化財である「長浜曳山まつり」の継続公開を支援して、情報発信を行うことによって観光客の誘客を図りました。(観振)

大通寺等の指定文化財の防災設備などの保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、所有者へ補助金の支援を行い、文化財の維持管理に努めるとともに文化財の保存活用を推進しました。長浜曳山祭りなどの有形民俗文化財・無形民俗文化財の保存修理・保存伝承に対して、補助金の支援を行い、伝承の維持に努めるとともに文化財の保存活用を推進しました。

また、大通寺台所門、大通寺鐘楼、大通寺山門附山廊を新たに景観重要建造物に指定しました。(平成27年3月27日)(文保)

北国街道木之本宿を新たに景観形成重点区域として指定しました。(平成26年4月1日) 【景観形成重点区域の数 目標値：9区域 H26実績：10区域】(都計)

長浜景観広告賞として、大賞1点、広告賞4点を選定し表彰しました。(都計)

#### ○長浜城歴史博物館

特別企画「秀吉の戦い・豊臣の合戦～半兵衛と官兵衛が支えた天下統一への軌跡～」特別展「秀吉に備えよ！！～続・羽柴秀吉の中国攻め～」等、湖北地域の歴史・文化に関する展示を行いました。企画展「長浜曳山祭の歴史～その運営と山の姿～」では、町衆に支えられた無形文化遺産としての曳山の姿と魅力を発信しました。(歴)

### ○浅井歴史民俗資料館

企画展「浅井の産業ことはじめ～養蚕・製糸業～」 「第12回終戦記念展」 「考古資料から見る小谷城」等、地域の歴史に焦点をあてた展示を行いました。また、あざい歴史の会との共催で歴史講座や臨地見学会、各種体験教室などを行い教育普及に努めました。(歴)

### ○高月観音の里歴史民俗資料館

開館30周年記念特別企画「戦火をくぐり抜けた仏たち」企画展「布施美術館名品展5 富岡鉄斎と妻春子」等を開催し、湖北地域の歴史・文化の発信に努めました。教育普及の一環として、出前講座や歴史講座・一般向けの観音検定や小中学生を対象とした観音検定ジュニアを開催しました。(歴)

## (2) 市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に、第25回生涯学習大学講座「長浜学」を開催しました。第1回は長浜市消費生活フェア、第2回は、はーとふるフェスタと合同で、関係機関、他課と連携を図りながらより効果的かつ効率的な手法で実施しました。(全2回：受講者延べ322人) (生涯)

また、自然環境や歴史、風土が創り上げた地域の特性を活かし、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心を育むことを目的に、市内小学4～6年生を対象にした『子ども長浜学』を開催しました(全7回：受講者のべ217人)。(生涯)

クラシックコンサートなどの鑑賞型、地元文化活動育成支援事業を18事業開催して、市民で構成される実行委員会を中心に、長浜市芸術文化祭、長浜音楽祭を開催しました。

第66長浜市美術展覧会には、6部門365点の作品が出品され、来場者は2,171人でした。(文ス)

## 第3節 まちなみ景観

### (1) 地域美化の推進

「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」びわ湖の日(7月1日)に長浜市湖岸一帯(西浅井町塩津浜から米原市境界、西野水道周辺、余呉湖一帯)で実施しました。(参加者約1,300人、約80自治会、事業所等約80団体、ごみ収集量 可燃1.3t、不燃2.5t)

「ごみゼロ大作戦」5月25日～6月8日 市役所及び75自治会が参加し、可燃ごみ1.1t・不燃ごみ4tのごみを回収しました。

「県下一斉清掃運動」11月23日～12月7日 市役所及び76自治会が参加し、可燃ごみ1.6t・不燃ごみ2.3tのごみを回収しました。

自治会等が実施する河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました。(110自治会) (環保)

8月の道路を守る月間について、市民の道路愛護意識が高まるよう努めました。(道河)

また、長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンスなどで啓発しました。(観振)

#### 環境美化活動への参加者数

| 事業名     | H24   | H25   | H26   |
|---------|-------|-------|-------|
| ごみゼロ大作戦 | 3,507 | 3,406 | 3,607 |
| 琵琶湖一斉清掃 | 1,600 | 1,300 | 1,300 |
| 県下一斉清掃  | 3,043 | 2,737 | 2,859 |
| 参加者合計   | 8,150 | 7,443 | 7,766 |

【市民の環境美化活動への参加者数 目標値：7,000 人 H26 実績：7,766 人】

## 第4節 生活空間

### (1) 交通環境のバリアフリー化の推進

道路や歩道への放置自転車については、道路パトロールや市民からの通報により、撤去・保管・処分を行いました。(道河)

また、長浜駅前・田村駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うとともに年間 212 台の撤去を行い、公共の場所の良好な環境の確保に努めました。(市協)

2 台のノンステップバス車両購入に対し補助を行うことで、公共交通機関のバリアフリー化に努めました。(余呉バス、湖国バス：共用車両)(都計)

#### 放置自転車等移動保管台数

市民協働推進課調べ

| 区 分          | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 放置自転車等移動保管台数 | 270 台 | 313 台 | 264 台 | 321 台 | 212 台 |

### (2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

改修や新設の際に誰もが使いやすい施設となるようバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮しました。(建築)

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづく条例」に基づく届出の件数は、14 件でした。(開指)

【UD/BF に配慮した施設の届出件数 目標値：のべ 200 件 H26 実績：のべ 180 件】(開指)

自治会館の改修に伴うバリアフリー工事に対して 2 自治会に助成を行いました。(市協)

また、店舗のバリアフリー改修工事費には、7 件の助成を行いました。(し福)

## 第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進

### 第1節 環境教育・学習

#### (1) 学校での環境教育の充実

小学校4年生を対象に、県事業である森林環境学習「やまのこ」を実施し、荒神山少年自然の家、高山キャンプ場で活動することで、自然への関心を高め、森林への理解を深めることができました。(教指)

また、中学校2年生を対象に、宿泊体験学習を各地の青少年自然の家や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験を通して学習を深めました。(教指)

#### ●長浜市水生生物少年少女調査隊事業(環保)

平成26年度、調査隊員548人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

- ・各小学校の校区内の河川の調査ポイントを年1回程度調査し、川の中の生き物の種類や数などを調べて、川の汚れ具合を調査しました。
- ・身の周りの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録しました。
- ・夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施しました。

以上の活動内容を「調査報告書」として冊子にまとめ発行しました。

##### 【長浜市水生生物少年少女調査隊】

###### ■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで昭和62年に始まり、平成26年度で28期目をむかえました。市内27小学校の3～6年生の有志(毎年公募)と、各小学校の同調査隊の指導教諭(水生生物少年少女調査隊指導者連絡会)で構成されています。通算5,375人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施しています。

###### ■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成することを目的としています。

###### ■活動の概要

隊員たちは、各小学校区内の川に入り、底にすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定します。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録します。一連の活動は、調査報告書にとりまとめ発行しています。

#### (2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

##### ① 環境学習の機会・場の提供

#### ●琵琶湖水鳥一斉観察会の開催

冬の水鳥観察を通じて長浜に飛来する水鳥に親しみ、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会として、世界湿地の日(2月8日)に水鳥観察会を開催しました。(参加者38人)(環保)

#### ●公民館等事業での環境・ECO学習講座の開催

「環境美化クリーン作戦」等地区清掃活動を中心とした環境学習を、公民館や子ども会事業として実施するなど、様々な環境学習を各地区において実施しました。(環保)

#### ●ヨシ植えの開催(ながはまアメニティ会議)

身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の侵食防止をはじめ、魚や水鳥たちのすみか



として大切な役割を果たしている「ヨシ」を下坂浜町地先に植えました。（参加者 45 人）。（環境）

### ●長浜市エコスクールチャレンジコンテスト

長浜市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出削減計画として掲げている公共施設の省エネ・省 CO<sub>2</sub> 化推進を図るため、さまざまな環境問題に取り組んでいる各学校にグリーンカーテンの実施を呼びかけるとともに、各学校の環境保全に向けた取り組みを評価し広く紹介しました。26 校の参加があり 3 校を表彰しました。

（環境）

### ●身近な自然環境調査

「豊かな自然の維持・回復」をめざすための取り組みを推進するため、市民と協働で「身近な自然環境調査」を実施しました。平成 26 年度は「ヒガンバナ」を指標とし、市民から寄せられた情報をもとに、「ヒガンバナマップ」を作成しました。作成したヒガンバナマップは市役所、野鳥センターで展示を行うほか、HP にも掲載しました。

（環境）

### ●淡海生涯カレッジ長浜校（滋賀県教育委員会、長浜市）

環境やバイオについての講義、フィールドワーク、現地研修、実験実習等を実施しました。（受講者 35 人、修了者 27 人）（生涯）

### ●リサイクル工作コンテスト

リサイクルやごみ減量の意識の高揚を図るため、「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施しました。869 点の出品があり、入賞者 27 人を表彰しました。（環境）

環境保全にかかる催し等への参加者数

| 事業名      | H24 | H25   | H26   |
|----------|-----|-------|-------|
| ヨシ植え     | 60  | 50    | 45    |
| 環境にやさしい日 | 400 | 600   | 800   |
| 消費生活フェア  | 300 | 400   | 400   |
| 参加者合計    | 760 | 1,050 | 1,245 |

【環境保全にかかる催し等への参加者数 目標値：2,000 人 H26 実績：1,245 人】

## ②環境学習体制の準備

環境活動リーダーを育成するため、市民を対象に環境推進員研修等を開催しました。

また、環境教育担当教諭等を対象に、滋賀県総合教育センターや夏休み中の出前講座などでの研修・講習をすすめ、指導力の向上と新たな情報収集による指導内容の充実に努めました。（教指）

## （３）湖北野鳥センターの取り組み

野鳥を中心に湖北の湖岸の自然環境を守るため、３つの事業に取り組みました。（環境）

- ① 自然保護の普及啓発と環境学習
- ② 鳥類を中心とした自然物の研究及び情報発信
- ③ 琵琶湖岸の自然環境の保全活動



### ①自然保護の普及啓発と環境学習

センター周辺の琵琶湖岸は、豊かな自然環境に囲まれ、多種多様な生態系を創り出しています。また地域の人々の生活も、自然に密着した部分が数多く残されています。

このような立地を活用し、多くの人々に観察や体験を通じて、自然環境の保護や人と自然の共生について考える機会を与え、環境を学び知識を深める場を提供しています。

### ②センター内外での自然解説・観察指導

センターの来館者に、観察できる野鳥や湖岸の自然について詳しい解説を交えながら観察指導を行いました。

また、学校・園へ直接赴き環境学習の外部講師としての活動も積極的に行いました。

- ・平成26年度入館者数：27,931人（88団体、35校・園を含む）
- ・講師派遣：22校・園（16学年）、公民館主催行事など

### ③企画事業

- ・特別企画展、春～初夏の生き物展、湖北の湖岸の生き物展、世界湿地の日とカモ展
- ・定例観察会 毎月1回開催 のべ267人参加
- ・鳥のおはなしの会 毎月1回開催 のべ247人参加
- ・探鳥会 隔月1回開催 のべ157人参加
- ・愛鳥週間ポスター展（第25回）  
応募総数137点（6保育・幼稚園 9小学校 1中学校）
- ・湖北野鳥（第27回）風景（第11回）写真コンテスト応募総数250点（86名）
- ・自然環境学習プログラム「こほたん」 昨年まで続けてきたプログラムを拡充、月2回の定期活動を主にした定期的なクラブ活動とした。市内小学生の親子のべ675人／20日
- ・環境保全促進事業 北びわ湖調査ゼミナール 午前・午後計98名
- ・KBC48 選抜総選挙

### ④鳥類を中心とした自然物の研究及び情報発信

県内にある数少ない野鳥専門の機関として情報収集・研究、全国の諸施設と連携した取り組みや、当センターからの情報発信を行いました。

- i コハクチョウ・オオヒシクイをはじめ、その他の野鳥の生息記録情報などの収集・保存・提供
- ii 鳥インフルエンザ検査対象種の同定協力（滋賀県・大津市・草津市・栗東市）
- iii 野鳥・湿地センターだよりの発行
- iv ホームページによるセンター周辺の自然の情報発信
- v 他の施設や、関係団体との連携  
博物館の夏祭り 彦根市 ビバシティ彦根  
藤前干潟ふれあいデー2015 名古屋市 藤前活動センター

### ⑤琵琶湖岸の自然環境の保全活動

県内有数の豊かな自然が残るセンター周辺の湖岸域を守るため、保全活動を行っています。

- ・「琵琶湖のレジャー適正化に関する条例」の呼びかけ
- ・カメラマン、釣りなどの湖岸利用者へのマナー啓発
- ・傷病鳥の保護

## 第2節 環境まちづくり

### （１）市民の取組の促進

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会（参加者 187 人）及び環境推進委員説明会（参加者 339 人）を開催しました。

ながはまアムニティ会議主催の「長浜市環境にやさしい日」や、長浜市消費学習研究会主催の「長浜市消費生活フェア」の開催支援など市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。（環境）

### ●長浜市「環境にやさしい日」事業

市民一人ひとりが環境の保全と創造についての理解と認識を深めるため、3 月 22 日に南郷里公民館で「環境啓発イベント～地球にやさしい生活を考えよう」を行いました。

【来場者数約 800 人】（環境）

### 【環境にやさしい日】

市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例で、春分の日を「環境にやさしい日」として定めています。（環境）

### ●長浜市消費生活フェア事業

市民一人ひとりが賢い消費者として考え、環境に負担をかけない活動のきっかけづくりとして開催しました。

平成 26 年度は、10 月 18 日にびわ文化学習センターで、講演会「身近な環境を考える～毎日のお天気を知ってかしこい消費者生活を～」やフリーマーケット・各種団体の展示が行なわれました。【来場者数約 300 人】（環境）

### （２）事業者の取組の促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、10 月 22 日から 10 月 24 日までの間、びわ湖環境ビジネスメッセ 2014 を開催しました。（参加企業数 316 社）

びわ湖の日（7 月 1 日）に実施した琵琶湖一斉清掃では、約 60 の事業所が活動に参加しました。（環境）

### （３）市の取組の推進

長浜市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、市役所では、エコオフィス活動の取り組みの一環として、アイドリングストップなどエコ運転の励行、片道 1 km 未満の場所への自転車・徒歩移動に努めました。（財活）

また、「長浜市公用車適正管理計画」に基づき公用車更新時には低公害車・低燃費等の環境負荷の小さい自動車を率先して導入しました。（財活）

【公用車に占める低公害車の割合 目標値：60% H26 実績：37.3%】（財活）

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組み一覧

| 環境目的                          | No. | 事業活動                                    |
|-------------------------------|-----|-----------------------------------------|
| コピー用紙の削減<br>(アメニティの削減)        | 1   | 決裁添付文書及び会議文書の両面使用                       |
|                               | 2   | ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる              |
|                               | 3   | 裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する       |
|                               | 4   | 全職員配布を止め、回覧にする                          |
|                               | 5   | 掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用(互助会事業の通知等)           |
|                               | 6   | 各種通知等については、行政情報ネットワークを使用する              |
|                               | 7   | 各課別、種類(コピー、輪転機、それ以外)別に使用枚数を監視測定する       |
| 上水使用量の削減                      | 8   | こまめに蛇口を閉める                              |
|                               | 9   | 内部会議でお茶を出さない                            |
|                               | 10  | 節水コマの導入                                 |
|                               | 11  | トイレの2度流し禁止                              |
|                               | 12  | 漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する                   |
| パンフレット・カタログ・委託印刷物の削減          | 13  | ホームページを活用する                             |
|                               | 14  | イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報ながはまを利用する |
|                               | 15  | 広報ながはまの各課配布数を減らす                        |
| ガソリン使用量の削減(軽油使用量の削減)          | 16  | 片道1km未満の場所へは、自転車、徒歩で行く                  |
|                               | 17  | 遠距離は原則公共交通機関利用(近距離公用車利用禁止)              |
|                               | 18  | アイドリングストップの徹底                           |
|                               | 19  | ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値として設定する  |
|                               | 20  | 公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えていく       |
| 都市ガス使用量の増加抑制(灯油使用量の増加抑制)      | 21  | 冷暖房期間中のフィルターの掃除(6月及び11月に各1回以上)          |
| 電気使用量の削減                      | 22  | 朝、昼休み等機器の電源を切る(窓口部分のみ点灯)                |
|                               | 23  | OA機器の不用電源消灯(使っていないときはこまめに消す)            |
|                               | 24  | 夜間残業時、点灯部分を最小限にする                       |
|                               | 25  | 晴天時の窓際消灯                                |
|                               | 26  | リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する             |
|                               | 27  | 東別館エレベーターの職員利用の自粛                       |
|                               | 28  | 各課に重点行動を定める                             |
|                               | 29  | 本館空調機の運転時間の削減                           |
|                               | 30  | 私的なチラシ類は持ち帰る                            |
| 一般ゴミ排出量の削減                    | 31  | 再利用できるものは再利用する(封筒、ひも等)                  |
|                               | 32  | 私的ゴミは持ち帰る                               |
|                               | 33  | 事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する                    |
|                               | 34  | 執務室及び給湯室等の整理・整頓をする                      |
|                               | 35  | 新聞紙の排出量を管理する                            |
| 雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボール、帳票類の増加抑制 | 36  | 私用雑誌、パンフレットの持ち帰り                        |
|                               | 37  | カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない(必要なものだけ購入する) |
|                               | 38  | 業者の持ち帰り                                 |
| 不燃ゴミ等排出量の増加抑制                 | 39  | 業者への引き取り                                |
|                               | 40  | 私的ゴミの持ち帰り                               |
|                               | 41  | 備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるものは再利用する |
|                               | 42  | 消耗品類は詰め替え可能製品を使用する                      |
| 公共事業による環境影響の増加抑制              | 43  | 公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理                   |

#### （４）パートナーシップの構築

##### 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

###### ●米川支流環境づくり協議会

市街地の中心を流れる川幅 2 メートル前後、長さ 800 メートルの小さな河川である米川支流で、約 2 か月に 1 回の河川パトロール（河川清掃）を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。（環保）

###### ●ながはまアメニティ会議

市民、各種団体及び事業者の創意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、水鳥観察会、ヨシ植え、星空観望会、長浜市「環境にやさしい日」での啓発イベントなど、環境啓発等の事業を展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。（環保）

###### ●長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』を年 2 回発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケットやリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上を目指した事業として視察研修や各種学習会の開催、調査等を行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。（環保）

### 第 3 節 環境情報の提供・整備

#### （１）環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を行いました。また、市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行政出前講座を行いました。（環保）

#### （２）環境情報の提供

広報ながはま、市ホームページ、湖北野鳥センターにおいて環境情報を提供しました。

（広報）（環保）

市内の図書館（6 館）では、環境に関する資料（一般書／児童書）を積極的に収集しています。夏の中期休暇期間には、子ども向けにリサイクル工作の図書を集めたコーナーを設置しました。

また、リサイクルブックフェアを開催し、図書館で除籍した図書や雑誌などを市内の公共機関や市民の皆様にお譲りし、活用いただきました。（図）

## 環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況一覧

| 目標項目                                       | 目標値               | H21 計画時           | H26 実績               | 達成率   |
|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-------|
| 保存樹の指定個所数【3 頁】                             | 100 個所            | 46 個所             | 80 個所                | 80.0% |
| 長浜市住みよい緑のまちづくり会が指定する保存樹の合計                 |                   |                   |                      |       |
| 耕作放棄地面積                                    | 40.0ha            | 212ha             | 40.8ha               | 98.0% |
| 耕作放棄地全体調査（平成 21 年度は不作付地を含む）                |                   |                   |                      |       |
| 自然体験型学習の年間参加者数【4 頁】                        | 1,600 人※          | 853 人             | 2,289 人              | 達成    |
| 河川生物調査、森林環境学習、ネイチャーゲームなどの年間参加者数の合計         |                   |                   |                      |       |
| 下水道普及率【5 頁】                                | 95.0%             | 77%               | 79%                  | 83.2% |
| （下水道処理区域内に住む人口）÷（市総人口）×100                 |                   |                   |                      |       |
| 環境こだわり農作物の栽培面積【7 頁】                        | 2,660ha           | 2,140ha           | 2,598ha              | 97.7% |
| 化学肥料や農薬の使用を地域慣行から 5 割以上減らして生産された農作物の栽培面積   |                   |                   |                      |       |
| 市内河川の B O D 濃度【7 頁】                        | 2.0mg/l 以下        | 2.0mg/l 以下        | 2.0mg/l 以下           | 達成    |
| 市内河川で定期的に行なう水質検査の結果数値                      |                   |                   |                      |       |
| 大気環境基準適合率【11 頁】                            | 3 項目適合            | 3 項目適合            | 3 項目適合               | 達成    |
| 24 時間自動測定を実施している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値    |                   |                   |                      |       |
| 騒音に関する環境基準達成率【13 頁】                        | 100%              | 80%               | 96%                  | 95.0% |
| （環境基準達成調査地点数）÷（全調査地点数）×100                 |                   |                   |                      |       |
| 環境保全協定の締結事業所数【14 頁】                        | 45 事業所※           | 26 事業所<br>（H24）   | 34 事業所               | 75.6% |
| 環境保全協定を締結した事業所の数                           |                   |                   |                      |       |
| 市民 1 人日あたりのごみ排出量【16 頁】                     | 790 g             | 830 g             | 805 g                | 62.0% |
| （ごみ総排出量・資源含む）÷（市総人口）÷365                   |                   |                   |                      |       |
| 家庭ごみのリサイクル割合【16 頁】                         | 30%               | 18.6%             | 14.4%                | 48.0% |
| （総資源化量）÷（ゴミ処理量＋集団回収量）×100                  |                   |                   |                      |       |
| レジ袋削減協定の締結店舗数【17 頁】                        | 100 店舗            | 10 店舗             | 15 店舗                | 15.0% |
| レジ袋削減の取組に関する協定を締結する店舗数                     |                   |                   |                      |       |
| 再生可能エネルギー利用設備導入世帯数【19 頁】                   | 6.4%              | 1.4%              | 4.64%                | 72.5% |
| （太陽光・風力発電からの余剰電力売買契約数）÷（市総世帯数）×100         |                   |                   |                      |       |
| 長浜市の CO <sub>2</sub> 総排出量の削減量等【20 頁】       | H32：73 万 t        | H20：94 万 t        | H24：98 万 t           | 0%    |
| 長浜市域を対象とした温室効果ガスの排出量 ●達成率は、H20 実績との比較により算出 |                   |                   |                      |       |
| 市事業における温室効果ガスの排出量【20 頁】                    | 16,209t※          | 20,249t           | 28,233t              | 0%    |
| 市の事務事業における温室効果ガスの排出量 ●達成率は、H21 実績との比較により算出 |                   |                   |                      |       |
| 身近に親しめるみどりの量／1 人【21 頁】                     | 13 m <sup>2</sup> | 13 m <sup>2</sup> | 13.46 m <sup>2</sup> | 達成    |
| （都市計画公園の総面積）÷（市総人口）                        |                   |                   |                      |       |
| 景観形成重点区域の数【22 頁】                           | 9 地区※             | 5 地区              | 10 地区                | 達成    |
| 地域特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があるとして指定する区域の数      |                   |                   |                      |       |
| 市民の環境美化活動への参加者数【24 頁】                      | 7,000 人※          | 4,674 人           | 7,766 人              | 達成    |
| ごみゼロ大作戦、琵琶湖一斉清掃、県下一斉清掃の合計参加者数              |                   |                   |                      |       |
| UD・BF に配慮した施設の届出件数【24 頁】                   | 200 件             | 73 件              | 180 件                | 90.0% |
| だれもが住みたくなる福祉のまちづくり条例に基づく届出件数（のべ数）          |                   |                   |                      |       |
| 環境保全にかかる催し等への参加者数【26 頁】                    | 2,000 人※          | 389 人             | 1,245 人              | 62.3% |
| ヨシ植え、環境にやさしい日、消費生活フェア                      |                   |                   |                      |       |
| 公用車に占める低公害車の割合【28 頁】                       | 60%               | 20%               | 37.3%                | 62.2% |
| （低公害車の数）÷（市で管理する全公用車の数）×100                |                   |                   |                      |       |
| 長浜エコネットワーク協議会の構成団体数【資-38 頁】                | 20 団体             | 0 団体              | 0 団体                 | 0%    |
| 市民、事業者、民間団体、市で組織する協議会の構成団体数                |                   |                   |                      |       |

※平成 25 年度の中間年において目標値を変更した項目